

## 会 告

### 麻酔記録の提出に関する注意喚起

認定医試験および歯科麻酔専門医試験の新規申請時に提出する麻酔記録の提出にあたって、原則として内容の改変等は認められません。

但し、やむを得ない理由によって、追記・修正が必要となった場合は、症例番号と改変した内容、その理由の一覧を記載して、歯科麻酔指導医により確認されたことを示す書類（形式は任意）を提出して下さい。

なお、申請症例の麻酔記録の麻酔担当医の欄に、申請者および指導医の氏名を手書きで記載する必要がある場合は、申請者および指導医がそれぞれ自署して下さい。

ただし、医科麻酔研修時の症例などで、指導医が自署することが困難である場合は、申請者が当該症例の麻酔を担当したことを証明する証として、申請を許可した歯科麻酔指導医が麻酔記録の欄外に自署することで、申請症例として認めることとします。

一般社団法人 日本歯科麻酔学会  
専門医審査委員会  
認定医審査委員会